令和７年度石岡市製造業水道使用料金支援補助金交付要綱

（令和７年３月31日石岡市告示第299号）

　（趣旨）

第１条　この告示は，本市への企業誘致を促進するとともに既存企業の産業振興の活性化及び市内への定着化を図るため，工業用水として上水道を使用する事業者に対し，予算の範囲内で石岡市製造業水道使用料金支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，当該補助金の交付については，石岡市補助金等交付規則（平成17年石岡市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この告示の定めるところによる。

　（用語）

第２条　この告示において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

 (1)　工業用水　工業の用に供する水をいう。

 (2)　工場　日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号。以下「産業分類」という。）に定める製造業の用に供する建物及びこれに付帯する機械，設備等をいう。

　（補助金の交付対象）

第３条　補助金の交付を申請しようとする者は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

 (1)　市内に工場を置き，産業分類で定める製造業を営む法人

 (2)　工業用水として，市内の工場で上水道を年間５千立方メートル以上使用する事業者

 (3)　納期限の到来した市税・水道使用料金を完納している者

２　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は，上水道多量使用事業とする。

３　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は，前項の補助事業に要する工場の年間上水道使用量とし，上水道を使用した年の１月から12月までに水道使用料金の支払いを行った水道使用量とする。

　（補助金の額）

第４条　補助金の額は，補助対象経費に１立方メートル当たり10円を乗じて得た額とする。ただし，１法人当たり200万円を限度とする。

　（交付の申請）

第５条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は，補助対象経費の支払をした年の翌年の１月１日から同月31日までに，製造業水道使用料金支援補助金交付申請書（様式第１号）に，次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

 (1)　工業用水の使用量及び支払を証する書類

 (2)　市税・上水道使用料金等の調査に関する同意書

 (3)　市税に未納がないことを証明する書類（新たに市内において創業を開始し，申請時において，本市で課税されていない場合は，本店等所在地がある市町村が発行する証明書とする。）

 (4)　その他市長が必要と認める書類等

２　前項の申請は，利用実績に応じて補助金額が決まるため，精算額での交付申請とし，次条の規定により補助金の交付の決定をしたときは，補助事業の実績報告とみなすものとする。

　（交付の決定）

第６条　市長は，前条の申請があった場合は，当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により，補助事業の目的及び内容が適正であるかを調査し，補助金の交付すべきものと認めるときは，補助金の交付の決定をするものとする。

　（交付の条件）

第７条　市長は，補助金の交付の決定をする場合において，次に掲げる条件を付すものとする。

 (1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

 (2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（20パーセントを超えない範囲内の変更は除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承諾を受けるべきこと。

 (3)　補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは，速やかに，市長に報告してその指示を受けるべきこと。

 (4)　補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若しくはそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

 (5)　その他市長が必要と認める条件。

　（交付の決定の通知等）

第８条　市長は，補助金の交付を決定したときは，速やかに，その決定の内容及びこれに付した条件を製造業水道使用料金支援補助金交付決定通知書（様式第２号。以下「通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　市長は，審査の結果，補助金を交付することが適当でないと認めるときは，速やかに，その旨を申請者に通知するものとする。

３　第１項に規定する通知は，補助金の交付決定及び補助額の確定通知とみなすものとする。

　（事業の中止）

第９条　第８条第１項の規定による通知を受けた補助事業者が，やむを得ない事情により，事業を中止し，又は廃止する場合は，第７条第２号の規定により製造業水道使用料金支援補助金事業中止（廃止）届（様式第３号）に，市長が必要と認める書類を添えて，市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項の規定により届出があった場合において，当該届出の内容が適正であると認めるときは，その承認をするものとする。

３　市長は，前項の規定による承認を決定したときは，製造業水道使用料金支援補助金中止（廃止）届出受理通知書（様式第４号）により，補助事業者へ通知するものとする。

　（実績報告等）

第10条　市長は，規則第14条に規定する実績報告については，第５条第１項に規定する申請書の提出をもって実績報告があったものとみなすものとする。

２　市長は，規則第15条第２項に規定する補助金等確定通知書については，第８条第１項に規定する通知書をもってこれに代えるものとする。

　（補助金の交付）

第11条　申請者は，補助金の額の確定について，第８条第１項の規定による通知を受けたときは，製造業水道使用料金支援補助金交付請求書（様式第５号）に，通知書の写しを添えて市長に対しその定める期日までに補助金の交付を請求しなければならない。

　（交付決定の取消し）

第12条　市長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すものとする。

 (1)　偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

 (2)　補助金を定められた目的以外に使用したとき。

 (3)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

 (4)　法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

 (5)　第９条第２項に規定する承認を受けたとき。

 (6)　特に市長が必要あると認めるとき。

２　前項の規定は，補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第８条第１項の規定は，第１項の規定による取消しをした場合について準用する。この場合において，同項中「補助交付決定通知」とあるのは，「補助金取消決定通知」と読み替えるものとする。

４　市長は，第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において，補助事業の当該取消しに係る部分に関し，既に補助金が交付されているときは，製造業水道使用料金支援補助金返納・返還命令通知書（様式第６号）により，期限を定めて，その返納又は返還を命ずるものとする。

　（理由の提示）

第13条　市長は，補助金の交付の決定の取消しするときは，申請者に対してその理由を示すものとする。

　（その他）

第14条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

　（施行期日）

1　この告示は，令和７年４月１日から施行する。

（令和６年度石岡市製造業水道使用料金支援補助金交付要綱の廃止）

2　令和６年度石岡市製造業水道使用料金支援補助金交付要綱（令和６年石岡市告示第383号）は，廃止する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

製造業水道使用料金支援補助金交付申請書

　令和７年度石岡市製造業水道使用料金支援補助金交付要綱第５条第１項の規定により，補助金の交付を受けたいので，下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　添付書類

 (1)　工業用水の使用量及び支払を証する書類

(2)　市税・上水道使用料金等の調査に関する同意書

(3)　市税に未納がないことを証明する書類

様式第２号（第８条関係）

第 号

年 月 日

　様

石岡市長

製造業水道使用料金支援補助金交付決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については，令和７年度石岡市製造業水道使用料金支援補助金交付要綱第８条の規定により，下記のとおり決定し，あわせてその額を確定したので通知します。

記

１　決定の区分　　　　　　交付　　　不交付

２　補助金交付決定額及び額の確定額　　　金　　　　　　　　　円

３　交付条件

(1)　補助金をその目的以外に使用してはならないこと。

 (2)　補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（20パーセントを超えない範囲内の変更は除く。）し，又は補助事業を中止し，若しくは廃止しようとする場合においては，あらかじめ市長の承認を受けること。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに，市長に報告し，その指示を受けること。

 (4)　補助金の交付の決定の内容若しくはそれに付した条件に違反したとき又は法令若し

くはそれに基づく市長の処分に違反したときは，補助金の全部又は一部を返納又は返還しなければならないこと。

４　不交付理由

様式第３号（第９条関係）

　年　　月　　日

石岡市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

製造業水道使用料金支援補助金事業中止（廃止）届

　　　　　年　　月　　日付けで交付決定通知のあった補助金について，補助事業を中止（廃止）したいので，令和７年度石岡市製造業水道使用料金支援補助金交付要綱第９条第１項の規定により，下記のとおり届出します。

記

１　中止（廃止）の内容

２　中止（廃止）の理由

３　中止（廃止）の予定年月日　　　　年　　月　　日

様式第４号（第９条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

様

石岡市長

製造業水道使用料金支援補助中止（廃止）届出受理通知書

　　　　　年　　月　　日付けで届出のあった補助事業の中止（廃止）については，令和７年度石岡市製造業水道使用料金支援補助金交付要綱第９条第３項の規定により承認したので通知します

様式第５号（第11条関係）

年　　月　　日

石岡市長　宛

　　　　　　　　　　　　　　　　請求者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

製造業水道使用料金支援補助金交付請求書

　　　　　年　　月　　日付けで交付決定・確定通知のあった補助金について，令和７年度石岡市製造業水道使用料金支援補助金交付要綱第11条の規定により，下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　　　　　　金　　　　　　　　円

２　請求額の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の名称 |  |
| 交付決定通知書 | 　　　　年　　月　　日付け通知（　　　　第　　　号） |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 内訳 | 既受領額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 今回請求額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 残額 | 　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 振込先 |  |

　　※製造業水道使用料金支援補助金交付決定通知書の写しを添付すること。

様式第６号（第12条関係）

第 号

年 月 日

　様

石岡市長　　　　　　　　　　印

製造業水道使用料金支援補助金返納・返還命令通知書

　　　　　年　　月　　日付けで交付決定・確定通知した補助金について，令和７年度石岡市製造業水道使用料金支援補助金交付要綱第12条第４項の規定により，下記のとおり返納・返還するよう通知します。

記

１　返納・返還すべき金額　　　金　　　　　　　　　円

２　返納・返還期限　　　　年　　月　　日

３　返納・返還方法　別紙返納通知書による。

４　補助金の内容

(1)　交付決定通知　　　　 年　　月　　日付け通知（　　　　第　　　　号）

(2)　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　円

(3)　確定通知 　　　　年　　月　　日付け通知（　　　　第　　　　号）

(4)　補助金確定通知額　　　　　　　　　　　円

(5)　補助金の既交付額　　　　　　　　　　　円（　　　年　　月　　日交付）

(6)　返納・返還事由

５　注意事項

(1)　交付決定通知・補助金交付決定額・確定通知・補助金確定通知額は，それぞれ石岡市補助金交付規則第10条第１項の規定による補助金の交付決定の全部又は一部の取消し又は変更があった場合及び同規則第19条第１項の規定による交付決定若しくは補助金の確定の全部又は一部の取消しがあった場合は，取消し後又は変更後のものを記入すること。

(2)　石岡市補助金交付規則第19条第１項の規定による取消しに関し，補助金等の返還を命ぜられたときは，その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までに応じ，当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付することになるので，速やかに返還すること。

(3)　補助金等の返納又は返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納額につき年10.95パーセントの割合で計計算した延滞金を納付することになるので，速やかに,返納又は返還すること。